

令和4年12月●日委員会決定

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る
第三者委員会運営要領（案）

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 委員会では、事案の把握及び原因分析を進めていく過程等において、個人情報等の秘匿が必要な情報が取り扱われることも想定されるため、会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りでない。
- 2 各会議の配布資料は、原則として、会議の終了後に公表する。ただし、資料に個人情報等の秘匿が必要な情報を含み、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 各会議の議事については、個人情報等の秘匿が必要な情報を除いた上で、各出席者の発言を顕名で記載した議事概要を作成し、会議の終了後に公表する。
- 4 運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。